

吹田市助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備及び運営に関する 基準を定める条例の制定について

1 概要及び制定理由

現在、児童福祉法に基づく助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備及び運営に関する基準は、国が定める基準に基づき、大阪府が条例により定めています。

中核市移行に伴い、児童福祉施設に入所する方が、明るく衛生的な環境において心身ともに健やかに育成されるよう、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定したものです。

2 制定内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令で基準が定められているため、本市における助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備運営に関する基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に定めるとおりです。

3 対象となる児童福祉法に基づく施設

(1) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とする施設

(2) 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立の促進のためその生活を支援し、あわせて対処した者について、相談その他の援助を行うことを目的とする施設

(3) 保育所

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設

4 条例の施行期日

令和2年（2020年）4月1日